議員提出議案第1号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第 13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年2月27日提出

提出者

亀山市議会議員 宮崎勝郎

賛 成 者

亀山市議会議員 中村 嘉孝

同 尾 崎 邦 洋

〃 小坂直親

ッ ケ 井 道 男

ル 大 井 捷 夫

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

別 紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則(平成17年亀山市議会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録(第76条・第77条)」を 「第9節 公聴会及び参考人(第76条一第82条) 「第78 に、 第10節 会議録 (第83条・第84条) 条一第81条」を「第85条一第88条」に、「第82条一第98 条」を「第89条一第105条」に、「第99条・第100条」を 「第106条・第107条」に、「第101条一第100条」を 「第108条一第117条」に、「第111条・第112条」を 「第118条・第119条」に、「第113条一第123条」を 「第120条一第130条」に、「第124条一第130条」を 「第131条一第137条」に、「第131条一第135条」を 「第138条一第142条」に、「第136条一第143条」を 「第143条一第150条」に、「第144条一第149条」を 「第151条一第156条」に、「第150条」を「第157条」 に、「第151条」を「第158条」に、「第152条」を「第1 5 9 条」に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第126条」を「第133条」に改める。

第9章中第152条を第159条とする。

第8章中第151条を第158条とする。

第7章中第150条を第157条とする。

第6章中第149条を第156条とし、第145条から第148 条までを7条ずつ繰り下げる。 第144条第2項中「第100条第2項」を「第107条第2項」に改め、同条を第151条とする。

第5章中第143条を第150条とし、第136条から第142 条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第135条を第142条とし、第131条から第134 条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第130条を第137条とし、第124条から第129 条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第123条を第130条とし、第113条から第 122条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第112条を第119条とし、第111条を第1 18条とする。

第2章第4節中第110条を第117条とし、第101条から1 09条までを7条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 3 節中第 1 0 0 条を第 1 0 7 条とし、第 9 9 条を第 1 0 6 条とする。

第2章第2節中第98条を第105条とし、第93条から第97 条までを7条ずつ繰り下げる。

第92条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第99条とする。

第91条を第98条とし、第82条から第90条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第81条を第88条とし、第78条から第80条 までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第77条を第84条とし、第76条を第83条と する。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。 第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、

その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を 公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び 反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなけれ ばならない。

(公述人の発言)

- 第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を 提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、 この限りでない。

(参考人)

- 第82条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、 議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件そ の他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「第150条」を「第157条」に改め、同表に次のように加える。

議会改革推進 会議 (検討部 会を含む。)	継続的に議会改革を推進するでのでいる。	会員又は部会員	会長又は 部会長
広聴広報委員会	ŭ .	広聴広報委員	委員長

附則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定については、同年4月1日から施行する。